

令和8年度指定訪問看護費用改定に
伴う訪問看護ステーションの
基準に係る届出等について

九州厚生局

訪問看護ステーションの基準に係る届出書の提出期間について

令和8年度指定訪問看護費用の改定は、令和8年6月1日施行です。

令和8年6月1日から算定する場合の届出書の受付期間は、

令和8年5月7日（木）から6月1日（月）（必着）*です。

※上記の日より前に提出することはできませんのでご注意ください。

※令和8年5月算定分までは令和6年度指定訪問看護費用改定に沿って行ってください。

◆ 提出方法については、原則、郵送又は宅配便での提出にご協力ください。

※届出書の受理日は、当局が受け付けた日になりますので、ご注意ください。
(発送した日や郵便の消印の日ではありません。)

※令和8年6月2日以降に受け付けたものについては、
7月以降の算定となりますので、余裕を持った発送をお願いします。

◆ 5月下旬以降は届出が集中することが予想されますので、**可能な限り5月18日（月）までのご提出**にご協力をお願いします。

*各月の末日までに届出を受理した場合は、翌月1日から当該療養費を算定する。

また、月の最初の開庁日に届出を受理した場合には、当該月の1日から算定する。

訪問看護ステーションの基準の届出先

訪問看護ステーションが所在する県を管轄する九州厚生局各県事務所（福岡県にあっては九州厚生局指導監査課）宛にご提出ください。

県名	事務所（課）名	所在地	電話番号
福岡県	九州厚生局 指導監査課	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F	092-707-1125
佐賀県	九州厚生局 佐賀事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎7F	0952-20-1610
長崎県	九州厚生局 長崎事務所	〒850-0033 長崎市万才町7-1 T B M長崎ビル12F	095-801-4201
熊本県	九州厚生局 熊本事務所	〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎4F	096-284-8001
大分県	九州厚生局 大分事務所	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎1階	097-535-8061
宮崎県	九州厚生局 宮崎事務所	〒880-0816 宮崎市江平東2-6-35 3F	0985-72-8880
鹿児島県	九州厚生局 鹿児島事務所	〒890-0068 鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第二地方合同庁舎3F	099-201-5801
沖縄県	九州厚生局 沖縄事務所	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟2F	098-833-6006

訪問看護療養費に係る告示及び通知の確認について

訪問看護ステーションの基準の届出をする際は、必ず厚生労働省の告示及び通知をご覧ください、基準に適合していることを確認した上で、届出書を提出してください。

指定訪問看護の費用の額の算定について

- (告示) 令和8年厚生労働省告示第74号
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件
- (通知) 令和8年3月5日 保医発0305第19号
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

訪問看護ステーションの基準等について

- (告示) 令和8年厚生労働省告示第75号
訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件
- (通知) 令和8年3月5日 保医発0305第9号
訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて

(留意事項)

厚生労働省の告示及び通知が、令和8年3月5日付けで発出されていますが、今後も訂正通知や疑義解釈についての事務連絡などが随時発出されますので、定期的に厚生労働省又は九州厚生局公式ホームページのご確認をお願いいたします。

ホームページのご案内（1 / 2）

指定訪問看護費用の改定の情報は、九州厚生局及び厚生労働省のホームページに掲載しております。

九州厚生局のホームページは、

「九州厚生局」で検索又はアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/> へアクセスしてください。

- ① トップページ「令和8年度診療報酬改定（改定時集団指導、施設基準、疑義照会等）」のバナーをクリックしてください。
- ② 基準の届出様式及び関係資料を掲載しております。（それぞれクリックしてください。）



令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」について

↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- ・基本診療料の届出一覧
- ・特掲診療料の届出一覧
- ・入院時食事療養・入院時生活療養等の届出
- ・施設基準に係る辞退届
- ・訪問看護ステーションの基準に関する届出

※届出様式は、令和8年4月中旬に掲載予定です。

もくじ

1. 令和8年度診療報酬改定に伴う説明会（集団指導）について
2. 訪問看護ステーションの皆様へ（令和8年度指定訪問看護費用の改定について）
3. 令和8年度診療報酬改定関連資料について（厚生労働省HP等）
4. 電子申請について
5. 疑義照会の方法について
6. 疑義照会資料について
7. お問い合わせ先

ホームページのご案内（2 / 2）

厚生労働省のホームページは、

「厚生労働省」で検索又はアドレス <https://www.mhlw.go.jp/> へアクセスしてください。

- ① トップページ左上「テーマ別に探す」欄を展開し、「医療保険」をクリックしてください。



- ② 「診療報酬関連情報」をクリックしてください。



- ③ 「令和8年度診療報酬改定」をクリックしてください。

※「第5 関係法令・通知(3)」の「7. 訪問看護ステーション」の項目に厚生労働省の告示等を掲載しております。

第5 関係法令・通知等(3)

7. 訪問看護ステーション

- PDF 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第74号） [250KB]
- PDF 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第75号） [185KB]
- PDF 保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第21号） [500KB] ※第3条が訪問看護基準省令

訪問看護ステーションの基準の届出に係る基本事項

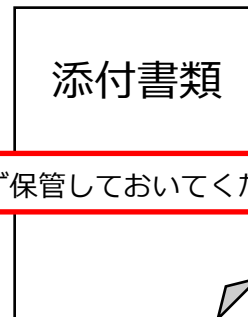
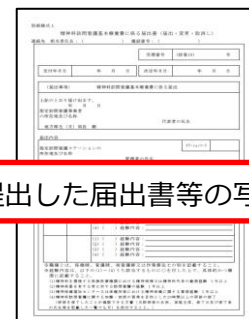
基準の届出における共通事項

届出書を作成する際には、次の点に注意してください。

◆ 訪問看護ステーションの基準の提出時には、次の届出書等を作成し、**1通**を提出してください。

- ①届出書（別紙様式〇〇）
- ②添付書類（通知及び届出書の様式で示されている添付書類）

①届出書（別紙様式） + ②添付書類



提出した届出書等の写しは、必ず保管しておいてください。

- ◆ 連絡先欄に「担当者氏名」、「電話番号」を記載してください。
- ◆ （届出事項）及び「届出内容」欄には必要事項を正確に記載してください。
- ◆ 代表者印は不要です。
- ◆ 届出書に記載する宛名は「九州厚生局長」となります。

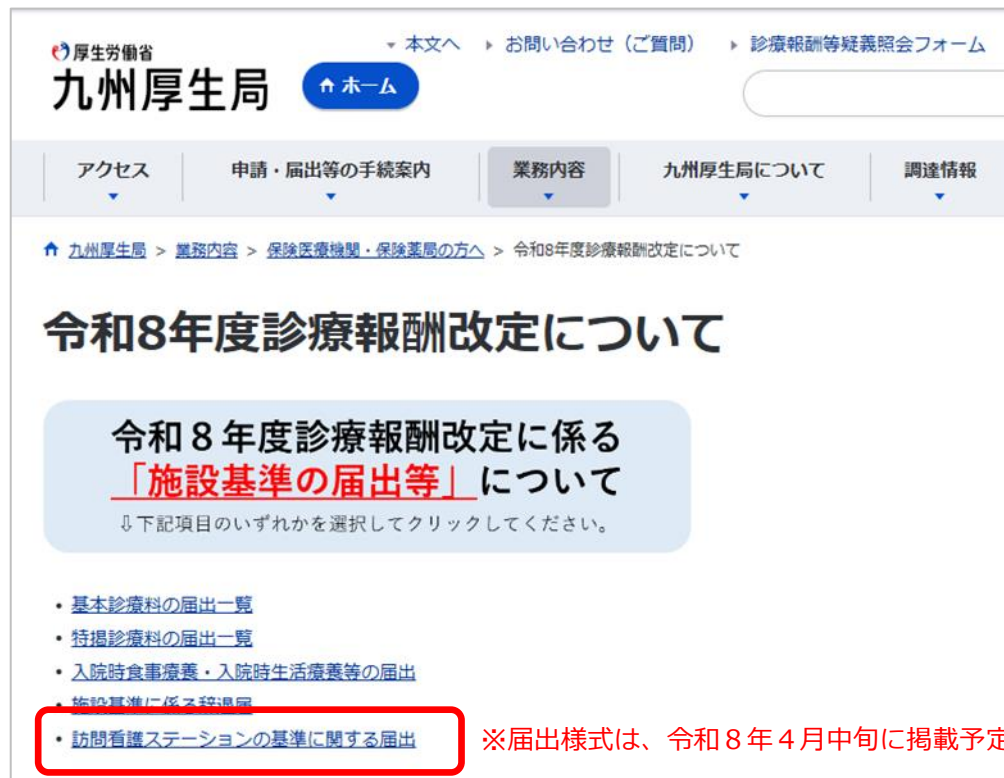
※届出書は訪問看護ステーションが所在する県を管轄する九州厚生局各県事務所（福岡県にあっては九州厚生局指導監査課）宛にご提出ください。（P3参照）

訪問看護ステーションの基準の届出様式（1 / 2）

➤ 届出様式は九州厚生局公式ホームページからダウンロードしてください。

○届出様式等のダウンロード先のご案内

- 1 九州厚生局公式ホームページの「令和8年度診療報酬改定について」へアクセスしてください。（P5参照）
- 2 「訪問看護ステーションの基準に関する届出」から必要な届出様式をダウンロードしてください。



厚生労働省
九州厚生局

本文へ お問い合わせ（ご質問） 診療報酬等疑義照会フォーム

ホーム

アクセス 申請・届出等の手続き案内 業務内容 九州厚生局について 調達情報

九州厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定について

令和8年度診療報酬改定に係る
「施設基準の届出等」について

↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- 基本診療料の届出一覧
- 特掲診療料の届出一覧
- 入院時食事療養・入院時生活療養等の届出
- 施設基準に係る届出

※届出様式は、令和8年4月中旬に掲載予定です。

訪問看護ステーションの基準の届出様式（2 / 2）

➤ 訪問看護ベースアップ評価料の届出様式は、原則メールで提出してください。

○ 訪問看護ベースアップ評価料の届出方法

- 1 「訪問看護ステーションの基準に関する届出」ページから、別紙様式11をダウンロードし、必要事項を入力してください。
- 2 同ページ内の「届出書の提出方法」から、**提出先のメールアドレス**及び**注意事項**を確認した上で、提出先のメールアドレスに別紙様式11をエクセルファイルで送信してください。

○届出書の提出方法

保険医療機関の所在する県の該当するメールアドレス宛に、エクセルファイルを提出することにより行ってください。
メールアドレスを有しない等の場合には、書面による提出も可能ですが、可能な限りメールにて提出していただくようご協力お願いします。

福岡県（指導監査課）	baseup-hyokaryou40●mhlw.go.jp
佐賀県（佐賀事務所）	baseup-hyokaryou41●mhlw.go.jp
長崎県（長崎事務所）	baseup-hyokaryou42●mhlw.go.jp
熊本県（熊本事務所）	baseup-hyokaryou43●mhlw.go.jp
大分県（大分事務所）	baseup-hyokaryou44●mhlw.go.jp
宮崎県（宮崎事務所）	baseup-hyokaryou45●mhlw.go.jp
鹿児島県（鹿児島事務所）	baseup-hyokaryou46●mhlw.go.jp
沖縄県（沖縄事務所）	baseup-hyokaryou47●mhlw.go.jp

※メールアドレスの「●」は「@」（半角アットマーク）に置き換えてください。

【注意事項】

- メールのはじめには必ず、**提出する届出の名称**を記載してください。

※メールアドレスは、ホームページからご確認ください。

訪問看護療養費に関する質問の取扱いについて（1 / 3）

- 訪問看護療養費の解釈に関する質問については、九州厚生局公式ホームページ上の「疑義照会送信フォーム」によりご照会ください。
- 疑義照会に係る添付資料がある場合やインターネット環境がない場合等、「疑義照会送信フォーム」がご利用いただけない場合は、疑義照会票を郵送いただくことによりご照会ください。

留意事項

- ✓ 「疑義照会送信フォーム」では添付ファイルの送信ができません。添付資料がある場合は、「疑義照会票」をご利用ください。情報セキュリティの都合上、ファイルストレージサービスを利用し、そのURLを貼り付けることもお控えください。
- ✓ 「疑義照会送信フォーム」は送信側に送信履歴が残らないため、送信記録の保管を希望される場合は、送信前に表示される「内容確認画面」をプリントアウト等し、保管ください。
- ✓ **連絡先及び担当者名**を必ず記入してください。
- ✓ 質問前には、訂正通知及び疑義解釈等をご確認ください。
- ✓ 改定時期は特に質問が多いため、回答に時間がかかることも想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ✓ 九州厚生局公式ホームページ上の「お問い合わせ（ご質問）送信フォーム」（※疑義照会送信フォームとは異なります）では、訪問看護療養費（指定・登録、基準、算定等）に関する質問は受け付けておりませんので、ご注意ください。

訪問看護療養費に関する質問の取扱いについて（2 / 3）

➤ 疑義照会送信フォーム及び疑義照会票は九州厚生局公式ホームページに掲載しています。

○ 掲載ページのご案内

- 1 九州厚生局公式ホームページの「令和8年度診療報酬改定について」へアクセスしてください。（P5参照）
- 2 「5. 疑義照会の方法について」の「疑義照会の方法について（疑義照会送信フォーム）」をクリックしてください。

The screenshot shows the Kyushu Health Bureau website. The main heading is '令和8年度診療報酬改定について'. Below it, a blue box contains the text '令和8年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」について' and '↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。'. Underneath, there is a section titled '5. 疑義照会の方法について'. The text below this section reads: '令和8年度診療報酬改定等に関するお問い合わせは、原則、九州厚生局ホームページの「疑義照会送信フォーム」より受け付けております。次のページの留意事項等をご確認のうえ、ご照会ください。'. At the bottom, a red box highlights the link '疑義照会の方法について（疑義照会送信フォーム）」.

【参考】

**【表 1】 新設された又は施設基準が創設されたことにより、
令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの**

1	機能強化型訪問看護管理療養費 4
2	訪問看護医療情報連携加算
3	訪問看護遠隔診療補助料
4	包括型訪問看護療養費
5	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 3
6	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の注 7 及び注 8（注 8 に関する施設基準については、令和 9 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。）

【表 2】 施設基準の改正されたもの

（令和 8 年 5 月 31 日において現に当該訪問看護療養費を算定していた
訪問看護ステーションであっても、令和 8 年 6 月 1 日以降の算定に当たり届出が必要なもの）

1	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
2	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）

※表 1、表 2 については、訂正を行う場合がありますので今後の訂正通知等を必ずご確認ください。

※訪問看護ベースアップ評価料の届出については、P9 を参照してください。

<届出期間>

令和8年6月1日から算定を行うためには、

令和8年5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに

届出書（1通）をご提出ください。

届出期間内に余裕を持ってご提出ください。

- ◆ 九州厚生局への各種届出等においては、**代表者印の押印は不要**です。
- ◆ 5月下旬以降は届出が集中することが予想されますので、**可能な限り5月18日（月）までのご提出**にご協力をお願いします。